

三田市生活排水処理施設条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条～第23条 省略 別表第1(第3条関係)		第1条～第23条 省略 別表第1(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
母子浄化センター	三田市母子2302番地	母子浄化センター	三田市母子2302番地
本庄浄化センター	三田市井ノ草131番地他3筆	本庄浄化センター	三田市井ノ草131番地他3筆
青野浄化センター	三田市末1702番地他1筆	青野浄化センター	三田市末1702番地他1筆
志手原浄化センター	三田市成谷379番地2他11筆	志手原浄化センター	三田市成谷379番地2他11筆
高平上浄化センター	三田市酒井934番地他2筆	高平上浄化センター	三田市酒井934番地他2筆
小野浄化センター	三田市小野1565番地他1筆	小野浄化センター	三田市小野1565番地他1筆
藍浄化センター	三田市大川瀬865番地1他2筆		
高平下浄化センター	三田市木器2187番地5他2筆	高平下浄化センター	三田市木器2187番地5他2筆
有馬富士浄化センター	三田市尼寺1147番地他2筆	有馬富士浄化センター	三田市尼寺1147番地他2筆
藍本浄化センター	三田市藍本4205番地1他2筆	藍本浄化センター	三田市藍本4205番地1他2筆
波豆川浄化センター	三田市波豆川2635番地	波豆川浄化センター	三田市波豆川2635番地
以下省略		以下省略	

三田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第2条 省略 (経営の基本)	第1条～第2条 省略 (経営の基本)
第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
2 省略	2 省略
3 計画区域面積は、 <u>3,005.9</u> ヘクタールとする。	3 計画区域面積は、 <u>3,011.0</u> ヘクタールとする。
4 計画処理人口は、 <u>125,600</u> 人とする。	4 計画処理人口は、 <u>114,440</u> 人とする。
以下省略	以下省略